

議案第 2 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行
条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を次の
とおり制定する。

令和 5 年 2 月 7 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮 本 和 宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第3条 個人情報保護法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 個人情報保護法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(審査会への諮問)

第4条 実施機関は、個人情報保護法第129条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、別に定める滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定めようとする場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

2 滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医

療広域連合条例第20号。)は、廃止する。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第10条又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用若しくは使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 この条例の施行前に旧条例第16条第1項から第3項、第31条第1項から第3項又は第39条第1項から第3項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 法人(国又は地方公共団体を除く。以下同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても本各項の罰金刑を科する。
- 8 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 9 滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号。以下「個人情報保護条例」という。）第45条の2第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第2条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第4条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第2条第1項第4号中「実施機関」の右に「（滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）を加え、同号を同項第6号とし、次の2号を加える。

- (4) 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第 号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

- (5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第2条第2項を削る。

第6条第1項第2号中「個人情報保護条例第45条の2第1項」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は同法第129条」に改める。

第6条第1項第2号の次に、次の1号を加える。

- (3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長
第6条第3項を次のように改める。

3 この章において「保有個人情報」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（第10条において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。
- (2) 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議

会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。)

第7条第1項中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1号から第5号まで」に改める。

第8条から第11条までを次のように改める。

(委員による調査手続)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。)又は諮問実施機関をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(行政不服審査法の準用)

第10条 審査会の第2条第1号及び第2号に規定する審査請求に係る調査審議については、前3条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款(同項において準用する同法第74条の規定については、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えられた規定とし、行政不服審査法第78条中交付の請求に係る部分を除く。)の定めるところによる。

(調査審議手続)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、特に必要があると認めるときは、実施機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第12条中「第2条第1項第1号又は第2号」を「第2条第1号から第5号まで」に改める。

(滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

10 滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第19条の2に次の1項を加える。

5 前各項に掲げる事務を行うほか、情報公開に係る制度の運営及び改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。